7．除雪費用の助成



こんなことで困っていませんか？

足腰が弱り自分で除雪できない

そんなときは！

自分で除雪できず、業者などに依頼した費用について助成をします。

対象となる費用と助成



屋根雪下ろし
（上限額）
1回　15,000 円
2回以上　30,000 円



宅道除雪
（上限額）
10,000 円

対象となる世帯

次のいずれかに該当する人。

- ひとり暮らし高齢者（町内、黒部市、朝日町に子または孫がいないこと）
- 高齢者のみ世帯（町内、黒部市、朝日町に子または孫がいないこと）
- 障害者のみ世帯
- 子が全員 18 才以下で、
  - 世帯主が重度障害者の世帯
  - または母子家庭
- 高齢者と小学生以下の児童の世帯

☆屋根雪下ろし…住民税課税世帯（均等割のみは除く）と
生活保護受給世帯は対象外。

申請方法

●申請には、支払った費用（作業賃金や謝礼）の領収書のコピーが必要です。
●申請は、３月上旬に民生委員を通じて、申請します。
●助成金は、４月上旬に指定の口座に振り込みます。

詳しくは　役場保険福祉課　地域福祉係　72-1841 へ